

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 10 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 53 号）
 - ・根本厚生労働大臣、小里農林水産副大臣、中村文部科学大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・吉田統彦君（立憲）、白石洋一君（国民）及び高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）
 - ・小泉進次郎君外 6 名（自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）から提出された附帯決議案について、大西健介君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）
- （質疑者）高橋千鶴子君（共産）、西村智奈美君（立憲）、中島克仁君（社保）、木村弥生君（自民）、大岡敏孝君（自民）、高木美智代君（公明）、大西健介君（国民）、岡本充功君（国民）、藤田文武君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 平成 30 年度国家公務員障害者選考試験関係
 - ア 介助を受けて受験した者の数及び各府省における採用者数
 - イ 介助及び通勤支援を受けた者の採用状況を厚生労働省が把握する必要性
 - ウ 試験に合格しても介助が無ければ就労できないとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - エ 職場における介助を事業主たる国等が責任を持って予算を含めて対応する必要性
- (2) 障害者の通勤支援関係
 - ア 障害福祉サービスの移動支援において通勤が対象外となっている理由
 - イ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の移動支援の対象となる「社会生活上必要不可欠な外出」の具体的内容
 - ウ 現状の支援内容では障害者権利条約の移動の自由が確保されていないとの指摘に対する厚生労働省の見解
 - エ 移動支援等の対象を見直す必要性
- (3) 国の行政機関における障害者雇用数の不適切計上問題関係
 - ア 法定雇用率達成のために新規採用数を厚生労働省が把握する必要があったのに把握しなかった理由
 - イ 法定雇用率の達成には新規採用者の一定割合を障害者雇用とする必要があるとの視点の欠如
 - ウ 実雇用率の報告をうのみにしてチェックも行わなかった厚生労働省の姿勢の問題点

西村智奈美君（立憲）

- (1) 障害者雇用率制度関係
 - ア 障害者手帳の有無を基礎とした算定の在り方を見直す必要性
 - イ 算定の在り方について厚生労働省において検討を開始することの確認
 - ウ 平成 14 年改正において段階的な廃止が決定された除外率制度の今後の見通し
 - エ 除外率制度の廃止を検討する必要性
 - オ 除外率制度の廃止に向けた具体的な道筋を明らかにする必要性

- (2) 障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度関係
 - ア 認定を受けるための条件をあらかじめ設定しておく必要性
 - イ 除外率制度の対象企業であっても除外率を用いずに法定雇用率以上の障害者を雇用している企業等を評価する仕組みにする必要性
 - ウ 認定後の状況確認の在り方
- (3) 障害者活躍推進計画の作成指針に「雇用の質の向上」及び「障害当事者や地域の関係者の意見を踏まえること」を盛り込む必要性

中島克仁君（社保）

- (1) 国による障害者就労施設等からの調達関係
 - ア 国等の各機関の定める障害者就労施設等からの調達方針と実績が異なっている状況に対する厚生労働大臣の所感
 - イ 厚生労働省における調達割合 0.86%に対する厚生労働大臣の所感
 - ウ 厚生労働大臣の事務所での物品調達の有無
- (2) 障害のあるがん患者の実態やニーズの把握状況及び情報提供体制や意思決定支援の整備状況

木村弥生君（自民）

- (1) 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業の取組を広げていくための取組方針
- (2) 障害者とともに働く者に研修への参加を義務付ける必要性
- (3) 障害者雇用率制度においていわゆる「みなし雇用」の導入を検討する必要性
- (4) 形式的に法定雇用率を達成するのではなく障害者の就業が困難な業種等があることに配慮する必要性
- (5) 障害の状態の改善により一般就労へ移行できる仕組みの必要性

大岡敏孝君（自民）

- (1) 国等の機関が民間企業では雇用されにくい障害者を採用する必要性
- (2) 国等において特例子会社制度を創設して知的障害者や重度障害者を安定して雇用する必要性
- (3) 入札によらずに福祉的就労から適切な労働単価で役務を調達できるようにする必要性
- (4) 透析患者等の採用による健康保険組合の医療費負担を分担する仕組みを導入する必要性
- (5) 各府省の障害者採用計画関係
 - ア 来年以降の見通し及び世代間格差を生じさせないための配慮の内容
 - イ 合理的配慮を受けている職員数及び合理的配慮と定着率との関係
- (6) 本人が認めたがらない精神障害者等に対する合理的配慮の提供についての民間企業に対する指導の状況
- (7) 心に障害を持つ子どもの中学校卒業後の安定した進路や学習環境の確保についての文部科学省の見解

高木美智代君（公明）

- (1) 共済組合等を活用した特例子会社のような仕組みを検討する必要性
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）のカウンセリング機能及び職業リハビリテーション等の公務部門への活用について検討する必要性
- (3) 障害者に対する通勤支援について労働分野と福祉分野が協力して検討する必要性及び厚生労働大臣

の決意

(4) 教育と障害児就労の連携関係

ア 公務部門においても職場実習等によりマッチングを図る特別支援学校方式を導入する必要性

イ 職場実習等の就労支援を受ける機会のない障害児に対する就労支援の充実を図る必要性

ウ 特別支援学校高等部以外で学ぶ障害児も特別支援学校方式で就労支援を受けられるようにする必要性

大西健介君（国民）

(1) 厚生労働大臣の日程表関係

ア 即日廃棄の扱いとした理由

イ 「行政文書の管理に関するガイドライン」で1年未満とされていることを踏まえ1年間近く保存する必要性

(2) 国等の機関における障害者の任免状況等を第三者機関が確認する必要性

(3) 衆議院事務局における平成30年の法定雇用率未達成の状況、その後の任用状況及び再発防止策

(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）の役員関係

ア 理事長代理の現在の年収及び福岡労働局長であった時の年収

イ 厚生労働省からの役員出向者数を減らす必要性

(5) 公務部門における障害者の大量採用が民間企業に与える影響関係

ア 試験受験のために退職した者等民間企業への影響を幅広く調査する必要性

イ 法定雇用率を下回り障害者雇用納付金の納付義務が生じた民間企業への対応策

(6) 障害者活躍推進計画の作成に当たって障害者及び職員組合からの意見聴取の機会を設ける必要性

(7) 国の機関に特例子会社のような機関を設置すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解

(8) 民間企業が借りた農園で雇用した障害者を働かせることで実雇用率に算定する手法に対する厚生労働省の評価

(9) 除外率制度の廃止時期及び本法律案でも改正しない理由

岡本充功君（国民）

(1) 農福連携関係

ア 障害者が就労する農業法人全体の収支を把握する必要性

イ 特別支援学校からの就農促進に向けての相談窓口の設置及びその周知を行う必要性

ウ 特別支援学校から農業法人への就労及び農業体験活動の状況を把握する必要性

(2) 就労継続支援A型事業関係

ア 経営改善計画書を提出した事業所に改善の見込みがない場合には指定が取り消される可能性

イ 全事業所数並びに経営改善計画書を提出する必要がある事業所数及びそこで働いている障害者の数

ウ 障害福祉サービス等報酬体系が報酬のみによる事業所経営を可能としていることの確認

(3) 公務員における除外職員関係

ア 除外職員を障害者雇用率の算定に含めた場合に法定雇用率の達成に必要となる採用人数

イ 除外職員を廃止・縮減する方向であることの確認

ウ 除外職員の廃止は可能との指摘に対する厚生労働大臣の見解

(4) 各府省等の法定雇用率未達成の場合の予算面での対応関係

ア 翌年度の庁費の減額の使途を限定しない理由

イ 未達相当額及び翌年度の庁費の減額の使途の考え方を整理する必要性

(5) 障害者である職員を免職する場合の届出義務に関する規定に分限免職の場合を想定する理由及び他

の法律における類似規定の有無

- (6) 公務部門における障害者の大量採用による民間企業への影響を踏まえた障害者雇用納付金の納付義務の免除又は猶予の検討の有無

藤田文武君（維新）

- (1) 各府省の障害者採用計画関係
- ア 採用計画の決定の時期及び場
 - イ 「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」の構成員
 - ウ 採用計画における採用人数及び期限の趣旨及び決定経緯
 - エ 約4,000名は採用する人数であることの確認
 - オ 採用計画の人数及び期限の妥当性
 - カ 採用する約4,000名の担当する仕事の切り出し状況
 - キ 一斉大量採用のリスクの想定状況及び対応策
 - ク 過去の障害者の採用関係データの有無及び当該データを取りまとめる必要性
 - ケ 雇用された障害者の状況についてのアンケートやヒアリング等を行う必要性
- (2) 学校教育の段階から障害児を支援する人材の育成及び確保に取り組む必要性